

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第127号

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

5 工業技術センターに担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

第3条第4項中「及び総務係長」を「, 担当課長補佐, 総務係長及び担当係長」に改める。

第4条第3項中「ときは」の右に「, 主管事務につき」を加え, 「又は総務係長」を「, 担当課長補佐, 総務係長又は担当係長」に改める。

第6条中「, 課長補佐」の右に「, 担当課長補佐」を, 「総務係長」の右に「, 担当係長」を加える。

附 則

この規則は, 平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)